

北設広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 3年 3月 30日
北設広域事務組合管理者
北設広域事務組合議会議長

北設広域事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、北設広域事務組合管理者、北設広域事務組合議会議長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、特定事業主行動計画策定・評価委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、組合管理者部局、組合議会議長部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、組合全体の共通の目標である。

令和 8 年度までに、採用者の女性割合を、令和 2 年度の実績（0%）より 5%以上引き上げる。

令和 8 年度までに、女性の採用試験の受験者数を、令和 2 年度の実績（0 人）より 1 人引き上げ、受験者総数に占める女性割合を 25%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

令和 3 年度以降に職員採用を行う場合には、女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報する。

(以上)